

1 調査名称：高崎市都市計画道路見直し方針策定業務

2 調査主体：高崎市

3 調査圏域：高崎市 管内

4 調査期間：令和4年度 ～ 令和6年度

5 調査概要：

高崎市の都市計画道路は人口の増加と経済成長に伴う交通量の増大、市街地の拡大等を考慮しながら132路線（延長314.5km）を都市計画決定しているが、延長の50%が未整備区間となっている。また、都市計画道路は、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大などを前提に決定され整備を進めてきたが、この間、少子高齢化の進展や価値観の多様化、歩行空間・公共交通体系の充実、防災・自然環境・景観に対する意識の高まりや、市町村合併、財政見通しの厳しさなど、都市計画道路を取り巻く状況は様々な面で変化している。

このような状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるために、本業務では都市計画道路の「必要性及び妥当性を検証」し、見直し計画を策定することを目的とする。なお、都市計画道路の見直しにあたっては、平成29年に群馬県が策定した「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に基づき実施することとし、都市計画道路見直しは令和4年度から令和6年度の3か年で実施する。

令和6年度については【第6段階：道路ネットワークの検証】、【第7段階：見直し案の作成】まで実施して、住民への情報提供・意見聴取するために開催するオープンハウスで使用する資料の作成を実施した。

I 調査概要

1 調査名称：高崎市都市計画道路見直し方針策定業務

2 報告書目次

1 章 はじめに

1－1 目的

1－2 業務内容

1－3 都市計画道路の整備状況

2 章 将来都市像等の整理【第1段階】

2－1 上位計画との整合

2－2 都市計画道路見直しの背景

2－3 未着手の都市計画道路に係る課題

2－4 都市計画道路見直しの必要性

3 章 検討対象路線の整理【第2段階】

3－1 検討対象路線の選定

3－2 対象区間の設定方法

3－3 都市計画道路見直し路線

4 章 路線の必要性整理【第3段階】

4－1 上位計画等の位置付けの変化の検証 【STEP1】

4－2 道路に求められる機能に基づく二時点間の検証 【STEP2】

4－3 代替路線の有無による検証 【STEP3】

4－4 検証後の方針

5 章 路線の実現性検証【第4段階】

5－1 地形・地物との不整合の確認

5－2 実現性の検証結果

6 章 総合評価【第5段階】

6－1 総合評価

6－2 暫定見直し方針の作成

7 章 道路ネットワークの検証【第6段階】

7－1 検討概要

7－2 道路ネットワークの検証を踏まえた廃止路線

8 章 見直し案の作成【第7段階】

8－1 最終見直し評価結果一覧

8－2 最終見直し評価結果図

参考資料 寺尾木部線の車線数変更検討

オープンハウス実施時提示資料

3 調査体制

なし

4 委員会名簿等：

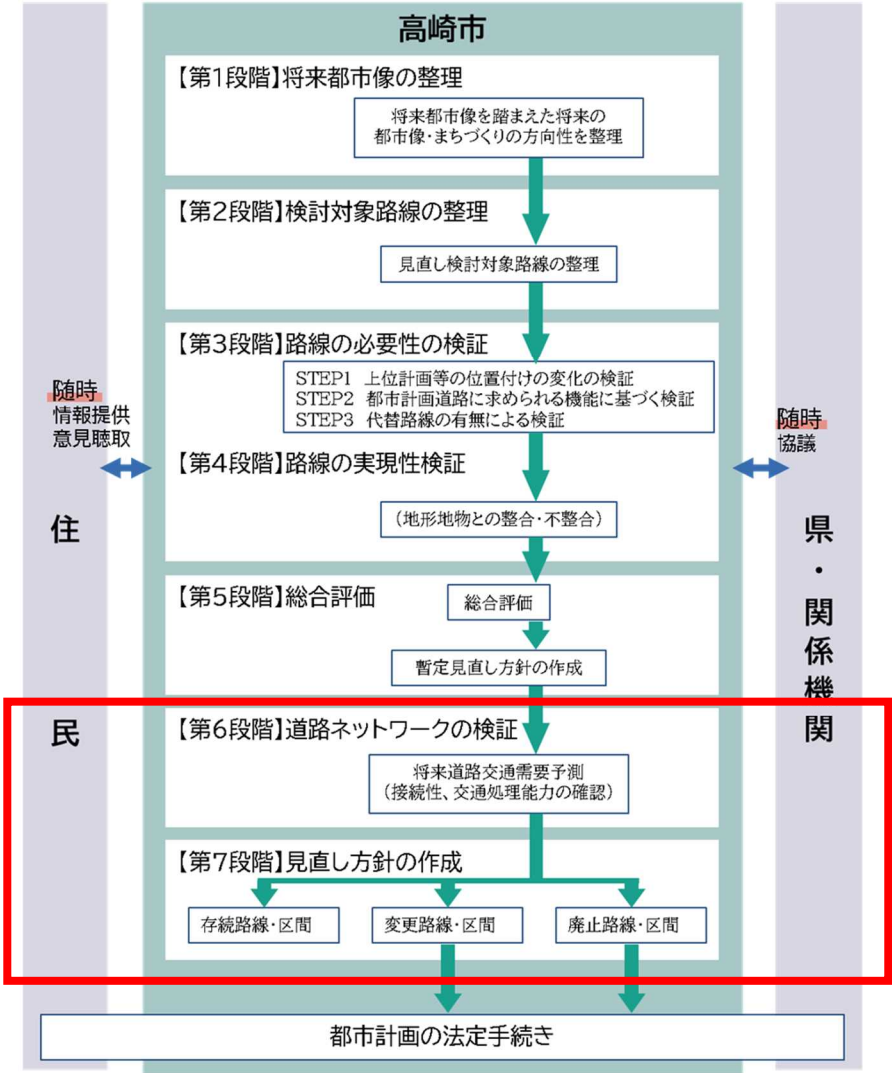
なし

II 調査成果

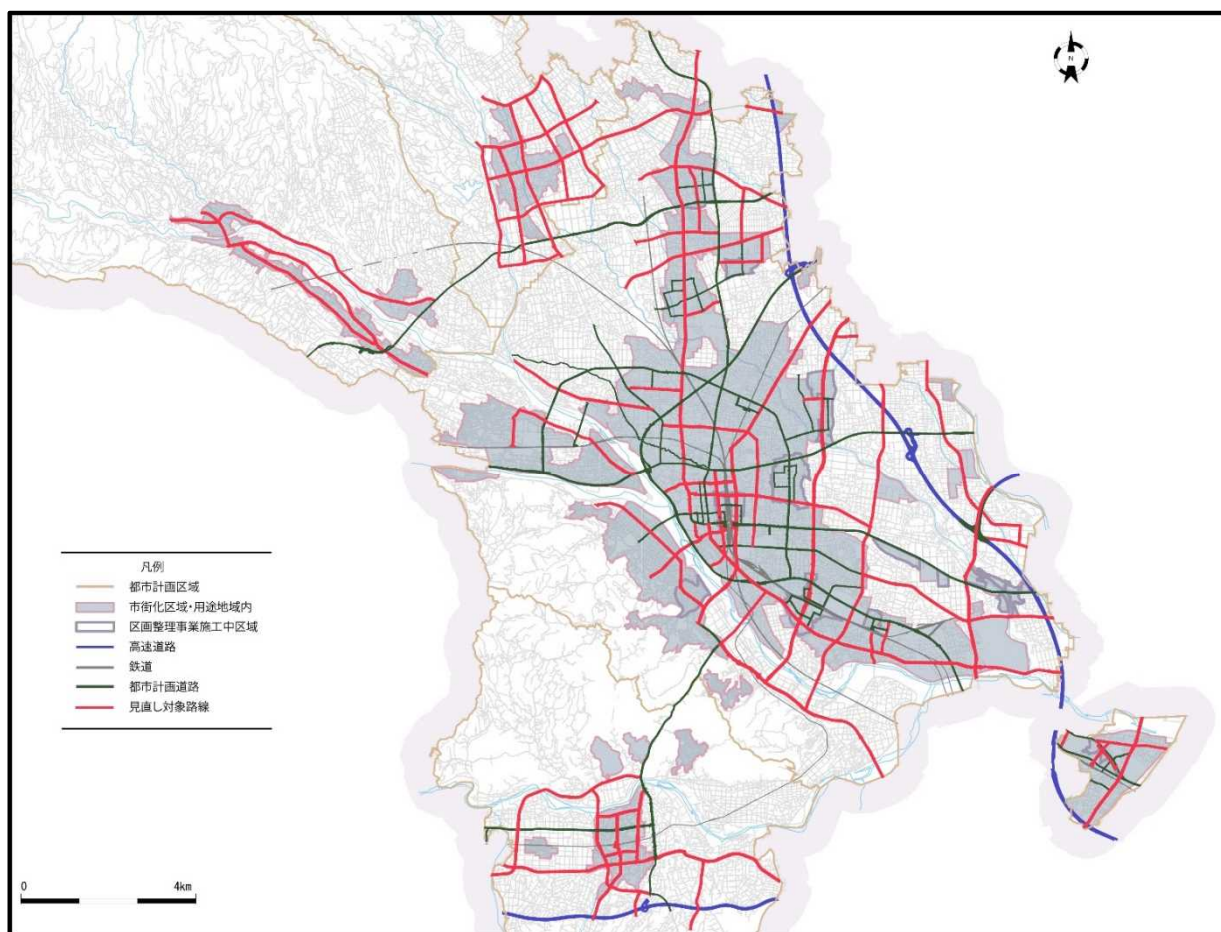
1 調査目的

本業務では平成 29 年 3 月に群馬県が策定した「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に従い、これまでの都市計画道路網を再検証し、見直し計画の策定を目的とする。

2 調査フロー(赤枠が本業務の委託範囲)



3 調査圏域図



4 調査成果

【第６段階】道路ネットワークの検証

第５段階の暫定見直し案に基づき、将来交通量の道路ネットワークの検証を行う。都市計画道路の見直し検討において、代替路線を採用した場合においてはその代替路線を道路ネットワークに組み込んで検証する。

【第７段階】見直し案の作成

第１～６段階で検討した結果を統合し、「存続路線・区間」「変更路線・区間」「廃止路線・区間」として見直し案を作成する。

住民への情報提供・意見聴取するために開催するオープンハウスにて使用する資料を作成する。

8 - 1 第 7 段階 最終見直し 評価結果一覧 (1/10)

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
1-1		H5.5.14	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
1-2		S57.4.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
1-3	高前幹線	S57.4.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
1-4		S57.4.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
1-5		S57.4.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
2	本町江木線	H10.2.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上がっていて、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上がっていて、代替路線もないため、存続とすべき。
3-1		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
3-2	東二条線	S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
3-3		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
4	前橋長瀬線	S51.7.30	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
5-1	寺尾木部線	H5.5.14	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。但し、本路線の南八幡京々島線より東側については2車線へ変更されているため、群馬県と協議を行い、当該区間についてはも2車線で検討を行った結果、道路ネットワークを回しより将来交通量は8,700台となり道路構造令で定められた3車線2駅の1車線あたりの設計基準交通量の9,000台を下回る事が確認出来た。今後は事業を進める場合には車線数の変更について検討する。
5-2		H5.5.14	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。但し、本路線の南八幡京々島線より東側については2車線へ変更されているため、群馬県と協議を行い、当該区間についてはも2車線で検討を行った結果、道路ネットワークを回しより将来交通量は10,400台となり道路構造令で定められた3車線2駅の1車線あたりの設計基準交通量の9,000台を超過するが、ピーク特性等を用いては路線の車線数の検証を行い、県政部、交差点部ともに2車線の交通量を下回る事が確認出来た。今後は事業を進める場合には車線数の変更について検討する。
6-1		S30.4.25	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
6-2	岩倉橋下戸塚線	S30.4.25	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
6-3		S30.4.25	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧 (2/10)

第5段階			【第6段階】		【第7段階】	
区間	路線名	当初都市計画年月	総合評価		廃止・変更の影響	判断理由
7-1	高崎歌観音山線	S21.10.7	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しているが、現道の幅員が4種2級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線となし得るため廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし
7-2		S21.10.7	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
8-1	本町常盤町線	S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
8-2		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-1	高崎渋川線	S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-2		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-3		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-4		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-5		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-6		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-7		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		
9-8		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
10	飯塚並坂線	S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
11	並榎我峰線	S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
12-1	高崎前橋線	S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
12-2		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
13-1	高崎伊勢崎線	S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
13-2		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
13-3		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
13-4		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
13-5		S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
14	新保田中線	S57.4.20	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化は大きく、代替路線がないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化は大きく、代替路線がないため、存続とすべき。
15	南八幡京ヶ島線	S36.3.23	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
16-1	宿手大沢線	S51.7.30	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
16-2		S51.7.30	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化は大きく、代替路線がないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化は大きく、代替路線がないため、存続とすべき。

8 - 1 第 7 段階 最終見直し 評価結果一覧 (4/10)

区間	路線名	当初都市 計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更 の影響	判断理由	評価結果	判断理由
17-1	高崎玉村線	S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
17-2		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
17-3		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
17-4		S33.3.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
18	倉賀野駅前通り線	S36.3.23	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
19	矢中下斎田線	H3.10.11	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべき。
20	上滝1号線	H5.11.24	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
21	上滝2号線	H5.11.24	廃止候補	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はないが、現道の幅員が3種5級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線となり得るため廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はないが、現道の幅員が3種5級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
22	高松若松町線	H10.2.20	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
23-1	前橋安中線	S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
23-2		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
23-3		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
23-4		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧 (5/10)

区間	路線名	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
		当初都市計画年月	総合評価	廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
24-1	前橋中里線	S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
24-2		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
24-3		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
24-4		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
25-1	前橋箕郷2号線	S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
25-2		S52.8.22	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
26	前橋箕郷1号線	H1.7.21	存続候補	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
27	菅谷南線	H8.11.29	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。	周辺の混雑への影響なし	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。
28	菅谷引間線	S52.8.22	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づく検証における評価には変化はないが、代替路線がないため、存続とすべき。沿線には堤防内隣接地跡地周辺地区の開発計画があり、今後必要性が高まることから想定できるため、必要に応じて開発計画に合わせ道路の位置、幅員などを変更する。	周辺の混雑への影響なし	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付けは上昇しており、機能に基づく検証における評価には変化はないが、代替路線がないため、存続とすべき。沿線には堤防内隣接地跡地周辺地区の開発計画があり、今後必要性が高まることから想定できるため、必要に応じて開発計画に合わせ道路の位置、幅員などを変更する。
29	駅前通り線	S28.12.28	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
30	寺尾乗附線	S36.3.23	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
31	下豊岡剣崎線	S11.5.18	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
32	群馬八幡駅前通り線	S36.3.23	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧 (6/10)

第5段階			【第6段階】		【第7段階】	
区間	路線名	当初都市計画年月	総合評価	廃止・変更の影響	判断理由	判断理由
33	下小島筑縄線	S50.8.30	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
34	福島小八木線	S55.1.16	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
35	倉賀野橋東線	S36.3.23	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
36	上佐野寺尾線	S36.3.23	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
37-1	堤下線	S52.8.22	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
37-2		S52.8.22	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
38	棟高観音寺線	H7.11.28	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
39-1	菅谷線	H8.11.29	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
39-2		H8.11.29	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
40-1	昭和通り線	S30.4.25	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
40-2		S30.4.25	存続候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。			存続 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
41	温井通り線	S30.4.25	廃止候補 上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線とより得る路線が複数あり、4種3級相当の道路を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止

8 - 1 第 7 段階 最終見直し 評価結果一覧 (7/10)

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
42-1						上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。	存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
42-2	東4条線					上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。	存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
42-3						上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。	存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続すべき。
43	貝沢線	S60.10.5	存続(変更検討要)		影響なし	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。
44	中通り線	H1.4.20	存続(変更検討要)		影響なし	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。
45	田町・柳川町線	S33.3.18	廃止候補		影響なし	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇している。道路構造令上、幅員等が道路として問題がなくこれ以上の整備の必要性がないと判断されるため、幅員変更をして完成済とする。
46	高崎駅・東口駅前1号線	H17.7.1	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
47-1	榛名・渋川線	S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
47-2		S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
48	中央幹線	S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
49-1		S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
49-2	城東幹線	S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
49-3		S61.1.17	存続候補			上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。	存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧 (8/10)

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
50-1	大手中央通り線	S61.1.1.17	廃止候補	上上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しておりますが、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線となり得るため廃止とすべし。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しておりますが、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
50-2			廃止候補	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しておりますが、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線となり得るため廃止とすべし。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しておりますが、現道の幅員が3種3級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
50-3			存続候補	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しておりますが、代替路線もないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは変化はなく、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべし。
51	柏木沢線	S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。
52	城南線	S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能が機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付け及び機能が機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべし。
53	矢原生原線	S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっている、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは下がっている、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。
54	富岡生原線	S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。
55-1	榛名白川線	S61.1.1.17	廃止候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。
55-2		S61.1.1.17	廃止候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級(奥道部重複箇所は3種4級)相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級(奥道部重複箇所は3種4級)相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。
55-3	下芝線	S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。
55-4		S61.1.1.17	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべし。
56	下芝線	S61.1.1.17	廃止候補	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは上昇している、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線となり得る路線があり、3種5級相当の道路構造令に合致していることから廃止とすべし。
57-1	里見幹線	H9.11.1.18	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっている、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは下がっている、機能に基づく二時点間の検証における評価は変化はないが、代替路線がないため、存続とすべし。
57-2		H9.11.1.18	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべし。			存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づく二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべし。

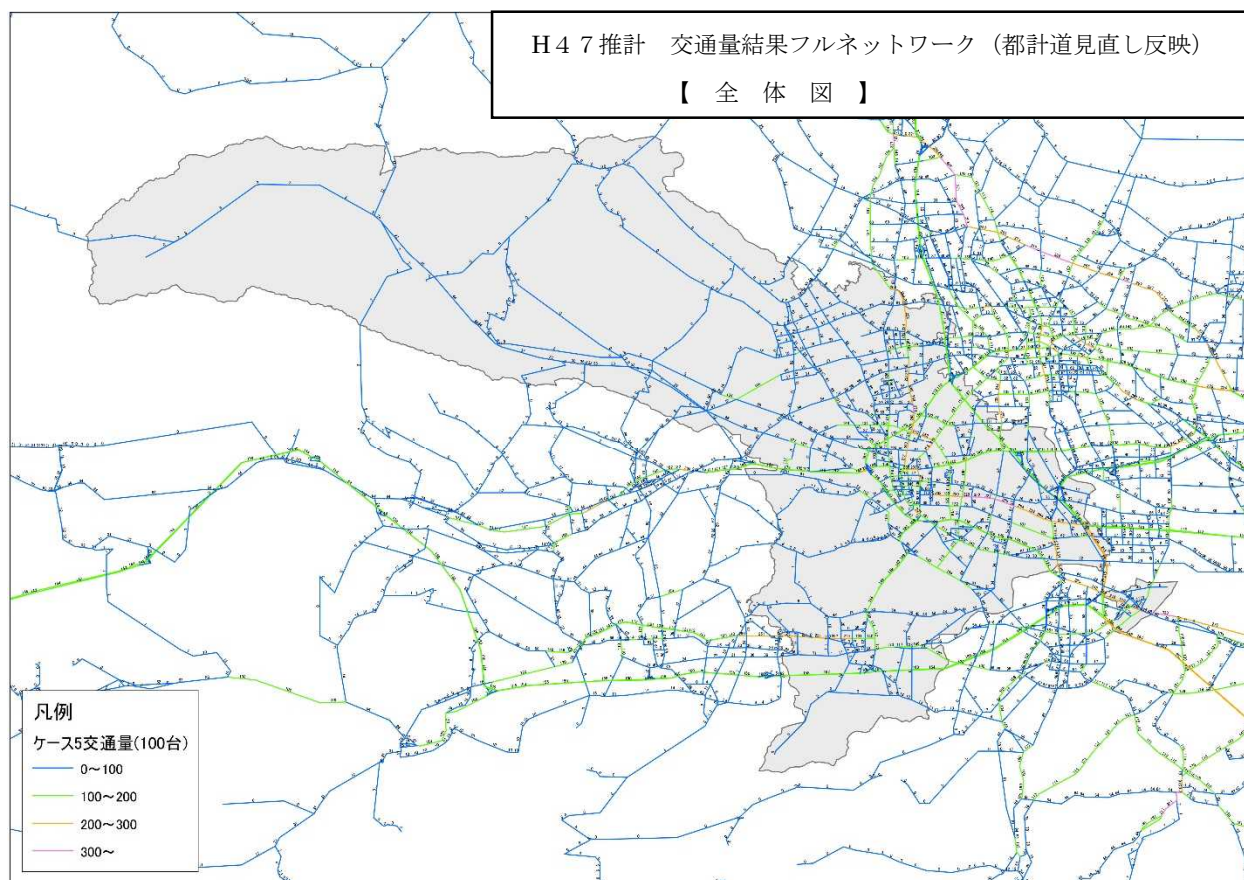
8 - 1 第 7 段階 最終見直し 評価結果一覧 (9/10)

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			▼	総合評価	廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
58-1	下室田本郷線	H9.11.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
58-2		H9.11.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
59-1	上里見下里見線	H9.11.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
59-2		H9.11.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
60	上里見榛名湖線	H9.11.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付けは下がっているが、機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
61-1	国道254号線	S59.5.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
61-2		S59.5.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
61-3		S59.5.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
61-4		S59.5.18	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
62-1	矢田上岩崎線	S59.4.27	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
62-2		S59.4.27	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
62-3		S59.4.27	▼	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。		存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づくと二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。

8-1 第7段階 最終見直し 評価結果一覧 (10/10)

区間	路線名	当初都市計画年月	第5段階		【第6段階】		【第7段階】	
			総合評価		廃止・変更の影響	判断理由	評価結果	判断理由
63	塩川池線	S59.4.27	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
64-1	川内池線	S59.4.27	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
64-2		S59.4.27	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
65-1	吉井仲通り線	S59.4.27	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
65-2		S59.4.27	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
66	吉井駅南口線	S59.4.27	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
67	吉井駅北口線	S59.4.27	存続候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。
68	吉井神保線	S59.4.27	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。 一部区間において都市計画道路の計画幅員とは異なる幅員で拡幅済みの区間があるため、今後、その他の区間の事業を行う際には改めて計画幅員を検討する。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	存続(変更検討要)	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しており、代替路線もないため、存続とすべき。 一部区間において都市計画道路の計画幅員とは異なる幅員で拡幅済みの区間があるため、今後、その他の区間の事業を行う際には改めて計画幅員を検討する。
69	片山長根線	S60.6.4	存続候補	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべき。			存続	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化はなく、代替路線がないため、存続とすべき。
70	小棚岩崎線	S60.6.4	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得る路線があり、3種2級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。
71	石神多比良線	S59.5.18	廃止候補	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得るため廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付け及び機能に基づき二時点間の検証における評価は上昇しているが、代替路線となり得るため廃止とすべき。
72	川内多胡線	S59.5.18	廃止候補	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化なし。現道の幅員が3種5級相当の道路構造令に合致していることから、代替路線となり得るため廃止とすべき。	影響なし	周辺の混雑への影響なし	廃止	上位計画等の位置付けは上昇していて、機能に基づき二時点間の検証における評価は変化なし。現道の幅員が3種5級相当の道路構造令に合致していることから、現道を代替路線として道路ネットワークを検証した結果、当該区間が未整備とした場合でも、混雑が発生する道路は周辺になかったことから廃止候補とする。

将来 交通量図（高崎市全域）



将来 混雑度（高崎市全域）

